

# 岐阜県公報

第千三百三十六号  
平成十四年四月十九日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

包括外部監査契約の締結 公有水面の埋立免許 県道の路線変更 道路の区域変更 道路の供用開始 解除予定保安林とする旨の通知	(新行政推進室) 二二三 (用地課) 二二三 (道路維持課) 二三四 (同) 二三四 (同) 二三五 (治山林道課) 二三六
平成十四年度狩猟免許試験の実施 平成十四年度狩猟免許の更新及び講習の実施 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 岐阜都市計画の図書の縦覧 瑞浪都市計画の図書の縦覧 土地改良区清算人の退任 平成十四年度岐阜県警察官採用試験及び岐阜県少年警察補導員採用試験の実施 道路交通法に基づく技能検定員審査(大型二種・普通二種)の実施 道路交通法に基づく教習指導員審査(普自二)の実施 道路交通法に基づく教習指導員審査(大型二種・普通二種)の実施	(自然環境森林課) 二三六 (同) 二三八 (商工業室) 二三九 (都市政策課) 二三九 (同) 二三九 (岐阜地域農山村整備事務所) 二四〇 (人事委員会) 二四〇 (運転免許課) 二四三 (同) 二四三 (同) 二四四

岐阜県公報

毎週

(火曜日)  
(金曜日)

発行

(休日)  
(休日に当たる)  
(ときは翌日)

## 告示

岐阜県告示第百六十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原拓

一 契約の始期 平成十四年四月一日

二 費用の算定方法 基本費用及び執務費用並びに実費を合算した額

三 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払い(ただし、必要に応じて前金払をする。)

四 契約の相手方 住所 岐阜市西野町三丁目一〇番地

氏名 市川 武雄  
資格 公認会計士

岐阜県告示第百六十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により次のとおり告示する。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原拓

一 免許年月日

平成十四年四月十九日

岐阜県告示第百六十七号

230		整理番号	
新	旧	旧新別	
赤柳坂瀬線	赤大坂島線	路線名	
大垣市赤坂町	同市赤坂町	起	終
安八郡神戸町柳瀬	大垣市大島町	点	点
		重要な経過地	
		起	終
		点	点
		重要な経過地	
		備考	

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原拓

- 二 平成十四年四月十九日 免許を受けた者  
土岐市土岐津町土岐口二二〇一番地  
土岐市  
土岐市長 塚本 保夫
- 三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域  
土岐市泉町定林寺炭焼八〇七番一
- 四 埋立地の面積  
一、二二〇・二八平方メートル
- 五 埋立地の用途  
消防団施設及び活動広場

岐阜県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第二項の規定により県道の路線を次のように変更したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。その関係図は、岐阜県基盤整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十四年四月十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県岐阜建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原拓

県道	垂井線	道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
				岐阜市日置江四丁目五五番地先から同市茶屋新田三丁目一八番の一先まで	前	二・三 二・三	三三・〇	
					後	二・三 二・七		

岐阜県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十四年四月十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県岐阜建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原拓

県道	長務原線	道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
				各務原市蘇原東島町三丁目一四四番の一先から	前	二〇・〇 二二・二	八・〇	

同市町三丁目一四六番の二地先まで  
後  
三〇〇  
一〇〇

岐阜県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十四年四月十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県岐阜建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶 原 拓

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	長森原線	各務原市蘇原東島町三丁目一四四番の二地先から同市同町三丁目一四六番の二地先まで	八〇〇	平成十四年四月十九日	平成十四年四月十九日
		同市同町二丁目一七番の二地先から同市同町二丁目一七番の二地先まで	七九〇	平成十四年四月十九日	平成十四年四月十九日

岐阜県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十四年四月十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持

課及び岐阜県大垣建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶 原 拓

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	飯田線	養老郡養老町飯田字島下一一八〇番の二地先から同市同町祖父江字掛八二六番の五地先まで	A	三〇〇 一四八	一、七〇〇	及び関係図面は、B A及び敷地の表示する区域の幅員を
		同市同町二丁目一六番の二地先まで	前			
		養老郡養老町飯田字島下一一八〇番の二地先から大垣市友江町二丁目一六番の二地先まで	B	九〇〇 二五〇	二、〇〇〇	
		大垣市友江町二丁目一六番の二地先まで	後B	九〇〇 二五〇	二、〇〇〇	

岐阜県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十四年四月十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県大垣建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原拓

道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	曾井中島 大江寺垣 大垣市坂下町四六番の二地先 まで	安八郡神戸町大字柳瀬字福田 一六九番の二地先から	安八郡神戸町大字柳瀬字福田 一六九番の二地先	六八〇〇	平成 二四・四・二三	平成 二二・九・五

岐阜県告示第二百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十四年四月十九日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県高山建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原拓

道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	百五十六号	大野郡白川村大字平瀬字 下川原三〇四番の六地先 から	同郡同村大字同字 中之瀬八一〇番の三地先 まで	前 七〇 後 三〇	七〇	二六三〇	

岐阜県告示第二百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原拓

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
吉城郡河合村大字保字やすみ洞二二九九の七八・二二九九の八一・二二九九の八四・二二九九の八七・二二九九の八九(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- (「次の図」は省略し、その図面を岐阜県基盤整備部治山林道課及び河合村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

平成十四年度狩猟免許試験の実施

鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第七条第一項の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施しますので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八号)第三条第二項の規定により公示します。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原拓

一 狩猟免許試験(以下「免許試験」という。)の期日、場所及び申請期間

期 日	場 所	申 請 期 間
平成十四年七月十六日 (火)	高山市山田町一五五四 岐阜県生活技術研究所	平成十四年六月二十五日(火)から平成十四年七月一日(月)まで
平成十四年七月十七日 (水)		
平成十四年八月八日 (木)	美濃加茂市古井町下古井大脇一六一〇一 岐阜県可茂総合庁舎	平成十四年七月十六日(火)から平成十四年七月二十二日(月)まで
平成十四年八月九日 (金)		
平成十四年八月二十九日(木)	岐阜市藪田南二一一 岐阜県庁舎	平成十四年八月六日(火)から平成十四年八月十二日(月)まで
平成十四年八月三十日 (金)		

二 免許試験の時間

1 第一日目

受 付 午前九時から午前九時三十分まで

知識試験 午前九時四十五分から午前十一時十五分まで

適性試験 午後一時から午後五時まで

2 第二日目

受 付 午前九時から午前九時三十分まで

技能試験 午前九時四十五分から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、受験者が少ない場合、技能試験は第一日目の適性試験後に実施します。

三 申請手続

1 申請書類

各地域振興局(地域振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。)で交付する狩猟免許申請書一通に次の書類を添えてください。

(一) 鳥獣保護及狩猟二関スル法律第六条第二号又は第三号に該当するかどうかについでに医師の診断書一通(申請者が、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法

律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合に限る。)

(二) 写真一枚(申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・六センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(三) 住民票一部(狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者を除く。)

(四) 返信用封筒(長形三号。申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、八十円分の郵便切手をはり付けたもの)

2 手数料

申請書に次に掲げる額の岐阜県収入証紙をはり付けてください(消印しないこと)。

(一) 狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者 四千元

(二) その他の者 五千三百円

3 申請書類の提出先

原則として申請者の住所地を所管する地域振興局環境課へ提出してください(住所地を所管しない地域振興局の環境課にも提出できます。)

四 試験結果の提供

平成十四年度狩猟免許試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果  
知識試験の得点及び技能試験の減点

2 提供期間  
合否発表の日の翌日から一月間

3 提供する場所  
個人情報総合窓口(岐阜県庁二階、電話〇五八二七二一一一 内線二一九)及び各地域振興局の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等  
受験票

五 その他

1 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許(試験)申請書在中」と朱書してください。

- 2 法改正により、平成十二年度から乙種狩猟免許を交付された者は丙種狩猟免許を交付された者とみなされることとなりました。
- 3 申請書類受理後、免許試験を受けようとする種別及び場所の変更は認めません。
- 4 免許試験に関する問い合わせは、各地域振興局環境課又は岐阜県健康福祉環境部自然環境森林課に行ってください。

平成十四年度狩猟免許の更新及び講習の実施

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第七条ノ四第一項に規定する狩猟免許の更新及び同条第三項に規定する講習を次のとおり実施しますので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第十条において準用する同規則第三条第二項の規定により公示します。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原 拓

一 狩猟免許更新（以下「免許更新」という。）及び講習の期日及び場所

期 日	場 所	申 請 期 間
平成十四年七月十二日 (金)	高山市上岡本町七 四六八 岐阜県飛騨総合庁舎	平成十四年六月十八日 (火) から平成十四年 六月二十四日(月)ま で
平成十四年八月七日 (水)	美濃加茂市古井町下古井大脇二 六一〇 一 岐阜県可茂総合庁舎	平成十四年七月十六日 (火) から平成十四年 七月二十二日(月)ま で
平成十四年九月十三日 (金)	岐阜市数田南二 一一 一 岐阜県庁舎	平成十四年八月二十日 (火) から平成十四年 八月二十六日(月)ま で

二 免許更新の時間

受付 午前八時三十分から午前九時まで  
講習 午前九時から正午まで

適性検査 午後一時から午後四時まで

三 申請手続

1 申請書類

各地域振興局（地域振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）で交付する狩猟免許更新申請書一通に次の書類を添えてください。

- (一) 鳥獣保護及狩猟二関スル法律第六条第二号又は第三号に該当するかどうかについて医師の診断書一通（申請者が、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合に限る。）
- (二) 写真一枚（申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・六センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (三) 返信用封筒（長形三号。申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、八十円分の郵便切手をはり付けたもの）

(四) 狩猟免許

2 手数料

申請書に次に掲げる額の岐阜県収入証紙をはり付けてください（消印しないこと。）。

- (一) 五に掲げる未更新者 四千元
- (二) その他の者 二千九百円

3 申請書類の提出先

原則として申請者の住所地を所管する各地域振興局環境課へ提出してください（住所地を所管しない地域振興局の環境課にも提出できます。）。

四 免許更新申請の対象者

平成十一年度に狩猟免許を取得した者

五 未更新者の更新

鳥獣保護及狩猟二関スル法律第七条第三項第二号に規定する狩猟免許の更新を受けることができなかった者は、同号の事由がやんだ日から起算して一か月以内に未更新事由書（地域振興局で交付するもの）を添えて申請手続をしてください。

六 その他

- 1 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書してください。
- 2 法改正により、平成十二年度から乙種狩猟免許を交付された者は丙種狩猟免許を交付された者とみなされることとなりました。また、乙種狩猟免許の更新を受けようとする者については、講習の受講が義務づけられているので注意して下さい。
- 3 申請書類受理後、免許更新を受けようとする期日及び場所の変更は認めません。
- 4 免許更新に関する問い合わせは、各地域振興局環境課又は岐阜県健康福祉環境部自然環境森林課に行ってください。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成十四年四月十九日から一月間岐阜県農林商工部商工業室において縦覧に供する。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原拓

- 一 建物の名称及び所在地  
パローションショッピングビル隣緑ヶ丘店  
関市緑ヶ丘二丁目二六番地 外
- 二 意見の概要  
意見なし

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原拓

- 一 都市計画の種類及び名称  
岐阜都市計画用途地域
- 二 縦覧場所  
岐阜県基盤整備部都市政策課及び岐阜市都市計画部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原拓

- 一 都市計画の種類及び名称  
岐阜都市計画準防火地域
- 二 縦覧場所  
岐阜県基盤整備部都市政策課及び岐阜市都市計画部都市計画課

瑞浪都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原拓

- 一 都市計画の種類及び名称  
瑞浪都市計画道路
- 三・五・五号 竜門線

三・四・十三号 竜門線  
 八・七・一号 天徳線  
 二 縦覧場所  
 岐阜県基盤整備部都市政策課及び瑞浪市建設水道部都市計画課

土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公示する。

平成十四年四月十九日

岐阜県知事 梶原拓

退任した清算人	土地改良区名	退任年月日	氏名	住所
同	北宿土地改良区	平成十四年三月	田中政雄	羽島市足近町北宿 三七六番地
同	同	同	野田輝光	四二三番地
同	同	同	田中良治	二八〇番地の四
同	同	同	野田利之	三七三番地
同	同	同	野田芳廣	四三九番地
同	同	同	野田豊	三五七番地
同	同	同	野田守彦	六四五番地
同	同	同	野田正孝	四二七番地の一
同	同	同	野田裕視	二九九番地の一

平成十四年度岐阜県警察官採用試験及び岐阜県少年警察補導員採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成十四年度岐阜県警察官採用試験及び岐阜県少年警察補導員採用試験を次のとおり実施

します。

平成十四年四月十九日

岐阜県人事委員会  
 委員長 南谷信子

この試験は、岐阜県警察官及び岐阜県少年警察補導員を採用するために行うものです。  
 一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分			採用予定人員
	警察官A（男性）	警察官A（女性）	少年警察補導員	
警察官採用試験	七十人	五十人	十人	七十五人
少年警察補導員試験			若干人	若干人

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持等の職務に従事します。  
 少年警察補導員は、少年の健全育成と非行防止のため、補導、相談、保護等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分	受験資格
警察官A（男性）	試験告知の日の属する年度の十月一日の採用に应じられる者で、次に掲げるもの 一 試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が二十九歳未満で、大学を卒業した者又は採用予定日前に卒業する見込みの者 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者



<p>警察官A (男 性) 警察官A (女性)</p>	<p>次に掲げる者</p> <p>一 試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が二十九歳未満で、大学を卒業した者又は試験告知の日の属する年度の三月までに卒業する見込みの者</p> <p>二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が十九歳以上三十五歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>一 短期大学又は大学で心理学、教育学又は社会福祉学を専攻して卒業した者又は試験告知の日の属する年度の三月までに卒業する見込みの者</p> <p>二 教育職員免許法に基づく教員免許状を取得するための単位を修得した者又は試験告知の日の属する年度の三月までに修得する見込みの者</p>
-------------------------------------	---

ただし、次の各号の一に該当する者は受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
  - 3 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

四 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

- (一) 日時及び場所
 

平成十四年五月二十六日(日) 午前八時三十分から岐阜市において行います。
- (二) 方法
 

(1) 教養試験
 

一般的知能(文章理解(英語を含む。)、判断推理、数的処理、資料解釈及び空間把握の能力)及び一般的知識(人文科学、社会科学及び自然科学の知識)

について、択一式による筆記試験を警察官については大学卒業程度で、少年警察補導員については短大卒業程度で二時間にわたって行います。

(2) 作文試験  
文章による表現力、思考力等について試験を行います。  
なお、この試験は第二次試験として評価します。

(3) 身体検査  
警察官又は少年警察補導員として必要な身体を有するかどうかを次の基準により検査します。

検査項目	検 査 基 準		
	警察官A・A(男 性)	警察官A(女性)	少年警察補導員
身長	一六〇センチメートル以上であること。	一五五センチメートル以上であること。	一五五センチメートル以上であること。
体重	四七キログラム以上であること。	おおむね四五キログラム以上であること。	
胸囲	七八センチメートル以上であること。		
視力	両眼とも、裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。		
色覚	正常であること。		
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。		

(4) 体力検査

敏しょう性及び筋力について検査を行います(少年警察補導員は除く。)

(三) 合格者発表

平成十四年六月十一日(予定) 県庁前の掲示板及び人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否の結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成十四年六月下旬から七月上旬(予定)に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物について面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

所定の健康診断書の提出を求めます。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成十四年七月下旬(予定)に岐阜県公報に登載するとともに、県庁前の掲示板及び人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示し、同時に受験者全員に可否の結果を通知します。

五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載された上、警察本部長からの請求に応じて、成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成十五年四月一日です。ただし、警察官A(男性)の合格者は、平成十四年十月一日の採用です。

なお、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登載された者がすべて採用されるとは限りません。

2 警察官は、採用決定後、警察学校に入校し、六か月間の初任教養を受け、それぞれの任地で勤務に就くこととなります。少年警察補導員は、採用決定後、警察本部で一か月間の教育を受け、それぞれの任地で勤務に就きます。

六 給与等

平成十四年度の新規採用者の初任給は、警察官は大学卒業で十九万九千九百円、少年警察補導員は短大卒業で十五万七千七百円であり、原則として毎年一回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算され

ます。また、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

七 試験の共同実施

1 警察官A・A 採用試験は、愛知県及び滋賀県と共同で実施し、申込時に第二志望まで選択できます。ただし、岐阜県を第二志望とすることはできません。

2 警察官の採用予定人員は、愛知県三人程度、滋賀県三人程度であり、「三 受験資格」の年齢制限(愛知県は昭和四十七年四月二日以降生まれ、滋賀県は昭和四十七年四月二日から昭和五十六年四月一日生まれ)及び「六 給与等」を除き、他の事項については、岐阜県警察官採用試験の例におおむね準じます。

八 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、岐阜県東京事務所六本木センター、岐阜県大阪事務所、岐阜県名古屋事務所、県内の各地域振興局(各地域振興局に置かれる事務所を含む)、岐阜県県民ふれあい会館等で配布するほか、インターネットの人事委員会のホームページから入手することもできます。申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の角二号の返信用封筒を同封し、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

人事委員会のホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.jp/s13201/index.htm>

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官A(男性)受験」、「警察官A(女性)受験」、「警察官A(男性)受験」又は「少年警察補導員受験」と朱書きし、〒五〇〇八五七〇(住所不要)岐阜県人事委員会事務局あてで、書留又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)をはり、第一次試験当日必ず持参してください。

また、インターネットでも受験の申込みができますが、詳細は必ず人事委員会のホームページで確認してください。

3 受付期間

持参及び郵送での申込受付期間は、平成十四年四月二十二日(月)から五月十日(金)までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、五月十日までの消印があるものに限り受け付けます。インターネットによる申込みの受付期間は、平成十四年四月二十二日(月)の午前八時三十分から五月二日(木)の午後六時十五分までです。

九 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を合格発表の日から一か月間人事委員会事務局で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「総合得点」及び「順位」です。

十 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課又は県内の各警察署へ問い合わせてください。

なお、採用試験テレホンサービス(〇五八 二七一 六六〇五)を実施します。

道路交通法に基づく技能検定員審査(大型二種・普通二種)の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づく技能検定員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)第二条の規定により公示する。

平成十四年四月十九日

岐阜県公安委員会

委員長 田 口 義嘉壽

一 技能検定員審査の種類、期日及び場所

1 審査の種類 大型自動車第二種免許・普通自動車第二種免許 技能検定員審査 (大型二種・普通二種)

2 審査の期日 平成十四年五月二十四日及び同年六月四日

3 審査の場所 岐阜市三田洞東二丁目二番八号 岐阜県警察本部 交通部運転免許課

二 技能検定員審査の手續に関する事項

1 申請に必要な書類

審査申請書、住民票の写し、運転記録証明書、技能検定員審査の種類に応じた運転免許証及び技能検定員資格者証の写し並びに規則第十七条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

2 提出先 岐阜県公安委員会(交通部運転免許課経由)

三 その他技能検定員審査の実施に関し必要な事項

審査方法及びその合格基準

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。 実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。

道路交通法に基づく教習指導員審査(普自二)の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づく教習指導員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号）第十条第二項において準用する同規則第二条の規定により公示する。

平成十四年四月十九日

岐阜県公安委員会  
委員長 田 口 義嘉壽

一 教習指導員審査の種類、期日及び場所

- 1 審査の種類 普通自動二輪車免許 教習指導員審査（普自一）
- 2 審査の期日 平成十四年五月二十一日
- 3 審査の場所 岐阜市三田洞東二丁目二番八号 岐阜県警察本部 交通部運転免許課

二 教習指導員審査の手續に関する事項

- 1 申請に必要な書類  
審査申請書、履歴書、住民票の写し及び運転記録証明書のほか、技能検定員審査等に関する規則第十七条第二号、第五号、第七号又は第八号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- 2 提出先 岐阜県公安委員会（交通部運転免許課経由）
- 三 その他教習指導員審査の実施に関し必要な事項  
審査方法及びその合格基準

審査項目	審 査 細 目	審 査 方 法 等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十八パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に	

に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

教習に関する知識	法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。
自動車教習所に関する法令についての知識	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十八パーセント以上の成績であること。

道路交通法に基づく教習指導員審査（大型二種・普通二種）の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づく教習指導員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第十条第二項において準用する規則第一条の規定により公示する。

平成十四年四月十九日

岐阜県公安委員会  
委員長 田 口 義嘉壽

- 一 教習指導員審査の種類、期日及び場所
  - 1 審査の種類 大型自動車第二種免許・普通自動車第二種免許 教習指導員審査（大型二種・普通二種）
  - 2 審査の期日 平成十四年五月二十九日
  - 3 審査の場所 岐阜市三田洞東二丁目二番八号 岐阜県警察本部 交通部運転免許課
- 二 教習指導員審査の手續に関する事項
  - 1 申請に必要な書類  
審査申請書、住民票の写し、運転記録証明書、教習指導員審査の種類に応じた運

転免許証及び教習指導員資格者証の写し並びに規則第十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

2 提出先 岐阜県公安委員会（交通部運転免許課経由）

三 その他教習指導員審査の実施に関し必要な事項  
審査方法及びその合格基準

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十パーセント以上の成績であること。
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。	

平成十四年四月十九日印刷  
平成十四年四月十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三番地 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三番地  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)